

（表）

不起訴
中止 裁 定 書

決 裁			主 任 検 察 官			検 察 庁	
事 件 番 号	年 検 第 号						
裁 定 の 日	年 月 日						
罪 名							
裁 定 主 文							
被 疑 者							
指 揮 釈 放 済		月 日 執行		被疑者補償 事件立件の 要 否	要 否		
訴 告 人 通 知 発		月 日 執行		要 否			
証 拠 品 の 処 分							
		上記のとおり 月 日 執行					
公 訴 時 効 満 了 の 日	年 月 日						
備 考							
保 存 番 号							
記 録 巡 回	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	捜 査	統 計	事 件	証 拠	品 記	録 録	

（注意） 事例に応じ，該当文字を○で囲むこと。

（用紙 日本工業規格A4）

赤

刷

り

(裏)

事 実 及 び 理 由

赤

刷

り

不起訴処分告知書

年 月 日

殿

検察庁

検察官 検事

貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

貴殿に対する

被疑事件については， 年 月 日公訴を提起しない処分をしました。

年 検 第 号

（注意） 記名押印の上，通知すること。

不起訴処分理由告知書

年 月 日

殿

検察庁

検察官 検事

貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

貴殿から 年 月 日告^訴発^のあった に対する

被疑事件の不起訴処分の理由は，次のとおりです。

（不起訴処分の理由）

年 検 第 号

- （注意）
- 1 事例に応じ，該当文字を○で囲むこと。
 - 2 「（不起訴処分の理由）」欄には，裁定主文を記載すること。
 - 3 記名押印の上，通知すること。

（用紙 日本工業規格A4）

精 神 障 害 者 等 通 報 書				
年 月 日 殿 検察庁 検察官 検事 法第 条により通報します。				
下記の者を				
精神障害者等	氏 名			
	生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男 女
	本 籍			
	居 住 地			
罪 名				
不起訴処分	処分の日 検察庁名	年 月 日	検察庁	
	要 旨			
裁 判	裁判の日 裁判所名	年 月 日	裁判所	
	刑名刑期			
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条に規定するその他特に必要があると認めた理由		被疑者 (検察庁) 被告人 (裁判所)		
病 状 の 区 分		精神障害 (の疑いのある) 者 麻薬中毒 (の疑いのある) 者		
病状の概要又は麻薬中毒 (の疑いのある) 者と認めた理由				
引 取 人	氏 名			
	住 居			
その他参考事項				
			取扱者印	

- (注意) 1 引取人がいないときは, その旨該当欄に記載すること。
 2 この通報が, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づくものであるときは症状の概要を, また麻薬及び向精神薬取締法に基づくものであるときは麻薬中毒 (の疑いのある) 者と認めた理由をそれぞれ該当欄に記載すること。
 3 事例に応じ, 不要の文字を削ること。

釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書

- 1 事件を起こして身柄を拘束され、その後、釈放された人で、親族などから援助が得られなかったり、福祉事務所などに保護を求めることができなかつたりして、しばらくの間、生活することができずに困っているような場合、法律により、保護観察所に更生緊急保護という特別の保護の申出をすることができます。更生緊急保護の主な内容は、生活上のアドバイス、更生保護施設での宿泊、帰住の援助、就職の支援などです。
- 2 更生緊急保護の申出をすることができるのは、次のすべてに当てはまる人で、これに当てはまらない人は、保護を受けられません。
 - (1) 釈放されてから原則として6月以内の人（この期間を超える場合は、保護観察所に相談してください。）
 - (2) 親族からの援助が得られなかったり、福祉事務所などに保護を求めることができなかったなど、しばらくの間の生活を送ることができずに困っている人
 - (3) 身柄を拘束された事件を深く反省し、善良な社会人として更生する意思を強く持つとともに、そのための努力をする人
- 3 更生緊急保護の申出は、保護観察所で行います。保護観察所では、あなたから保護を受けたい理由を聞き、保護の必要があるかどうかを判断します。

ただし、申出をしたからといって、必ずしも希望する保護を受けられるというわけではありません。
- 4 更生緊急保護を受けるに当たっては、保護観察所の指示に従わなければなりません。また、更生緊急保護はいつまでも続けられるものではありませんので、できるだけ早く自立・更生できるように努力しなければなりません。これらを守らない場合には、更生緊急保護を受けることはできません。
- 5 保護観察所の場所などについては、検察庁、刑務所、拘置所、少年院の担当の人にあずねってください。

保護カード				
年 月 日				
所轄保護観察所長 殿				
検察庁				
検察官 検事 印				
次の者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項は, 下記のとおりです。				
氏名 等の 表示	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
	本 籍			
	帰 住 地			
釈放 の 事由	区 分	満期釈放・実刑部分執行終了 刑執行免除 刑の全部の執行猶予 起訴猶予 罰金・科料 労役場出場・同仮出場 少年院退院		
	罪名・非行名		刑名・刑期	
	身柄拘束期間	年 月 日から	年 月 日まで	
扶養 義務 者	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住 居	(電話)		
	職 業		本人との続柄	
引 受 人 等	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住 居	(電話)		
	職 業		本人との続柄	
釈放時の所持金品				
更生緊急保護の 必要性に関する 意見・参考事項				
				取扱者印

(注意) 1 事例に応じ, 該当文字を○で囲むこと。

2 少年院を退院した者については, 「刑名・刑期」欄は記載不要である。

3 扶養義務者若しくは引受人等がないとき, 又は不明のときは, その旨を当該欄に記載すること。

なお, 「引受人等」とは, 引受人又は引受人以外の者であって上記保護を必要とする者が釈放された後にその者の改善更生のために協力する者をいう。また, 見込まれる協力の内容を把握している場合は, その内容を「更生緊急保護の必要性に関する意見・参考事項」欄に記載すること。

(裏)

(更生緊急保護実施欄)

※この欄は、保護観察所又は更生保護施設その他の施設で記載すること。

月 日	更生緊急 保護の措置	実施官庁及び 取扱者印	更生緊急保護の経過と結果	取扱 者印

(注意)

1 このカードは、

(1) 満期釈放・実刑部分執行終了（刑期終了による刑事施設からの釈放又は刑の一部の執行を猶予されその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の終了による刑事施設からの釈放）、刑の執行を免除された者（いずれも(2)の場合を除く。）又は労役場を出場若しくは仮出場となった者に対しては刑事施設の長

(2) 少年院を退院した者（少年院収容受刑者が満期釈放・実刑部分執行終了又は刑の執行の免除となった場合を含む。）に対しては少年院の長

(3) 刑の全部の執行を猶予された者、起訴を猶予された者又は罰金・科料の言渡しを受けた者に対しては刑事手続に関与した検察官

が、表面「調査欄」に必要な事項を記入し、記名押印の上、それぞれ該当する者に交付すること。

2 1の規定により交付を受けた者は、保護観察所に出頭して更生緊急保護の申出をするときはこのカードを提示すること（このカードの提示がないと保護を受けられないことがある。）。

3 保護観察所の長は、1の規定により交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申し出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定すること。更生緊急保護の措置を決定したときは、その旨を「更生緊急保護実施欄」に記入し、当該措置の選定を受けた者にこのカードを返還すること。

4 更生保護施設その他の施設においては、保護観察所の長から更生緊急保護の措置を委託されたときは、更生緊急保護の対象者にこのカードを提出させ、保管の上、保護の経過及び結果をその都度該当欄に記入すること。

当該更生緊急保護の対象者が退所するときは、このカードをその者に返還すること。

事件記録送付書	
送付番号第 年 月 日 号	
警 視 総 監 殿 道府県警察本部長	
検 察 庁 検 察 官	
下記事件記録を送付する。	
氏 名	
罪 名	
不起訴年月日	年 月 日
不起訴理由	通 告 欠 如
参 考 事 項	
-----切-----取-----り-----線-----	
事件記録受領書	
年 月 日	
検 察 庁 検 察 官 殿	
警 視 総 監 道府県警察本部長	
下記事件記録を受領した。	
送付番号 第	号 氏名

（注意） 通告欠如事件記録送付簿に記録受領者の押印を受けたときは、事件記録受領書の徴収を省略して差し支えない。

（用紙 交通切符と同寸）

様式第124号 (規程第80条)

[illegible][illegible]

訴訟費用負担請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

下記の事件について生じた訴訟費用につき、次の者に負担させることを請求する。

訴訟費用を負担すべき者

氏 名

年 月 日生 (歳)

職 業

住 居

記

1 訴訟費用が生じた事件

被疑者氏名

年 月 日生 (歳)

罪 名

被疑事実の要旨

2 公訴を提起しない処分をした日

年 月 日

(処分をした検察官:

検察庁

検察官 検事

)

3 訴訟費用を負担すべき理由

4 負担すべき訴訟費用

円

5 添付資料

- ・ 訴訟費用を負担すべき理由が存在することを認めるべき資料
- ・ 負担すべき訴訟費用の額の算定に必要な資料

訴訟費用額算定に関する協力依頼書

年 月 日

日本司法支援センター

地方事務所 殿

検察庁

検察官 検事

下記の者について、下欄の回答書記載の事項につき回答願いたく、総合法律支援法第39条第4項により協力を依頼します。

なお、回答に当たり、該当部分について□印をチェックの上、返送願います。

記

1 被疑者氏名

2 罪 名

3 国選弁護人氏名

【照会検察庁の所在地】〒 -

【取扱者名】 (電話 - -)

回 答 書

年 月 日

検察庁

検察官 検事

殿

日本司法支援センター

地方事務所

上記の照会について、下記のとおり回答します。

記

国選弁護人の報酬及び費用 計 円
(※内訳は別紙記載のとおり)

国選弁護人が ☐ 普通国選弁護人契約弁護士であった場合 (総合法律支援法第39条第2項第1号)

当該弁護士に支払われた報酬及び費用の額の内訳

☐ 普通国選弁護人契約弁護士以外の国選弁護人契約弁護士であった場合 (総合法律支援法第39条第2項第2号)

普通国選弁護人契約弁護士が取り扱ったと仮定して算定した報酬及び費用の額及びその内訳

(注意) 「支援法」とは「総合法律支援法 (平成16年法律第74号)」をいう。

(用紙 日本工業規格A4)

（表）

訴訟費用負担請求処理簿					
進 行 番 号					
訴訟費用負担請求の日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
主 任 検 察 官					
事 件 番 号					
罪 名（件 名）					
氏 名					
訴訟費用負担請求額		円	円	円	円
裁 判 所 受 領 印					
記 録 返 還 の 日 等		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
訴訟費用に関する決定の日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
決 定 内 容		認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円
即 時 抗 告	申 立 て の 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取 下 げ の 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	決 定 の 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	決 定 内 容	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円
特 別 抗 告	申 立 て の 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取 下 げ の 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	決 定 の 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	決 定 内 容	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円
確 定 の 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
備 考					
（訴訟費用が生じた事件の処分の 日及びその内容）		（年 月 日）	（年 月 日）	（年 月 日）	（年 月 日）

（注意） 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。

（用紙 日本工業規格A4）

(裏)

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
円	円	円	円	円
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円	認 容 ・ 棄 却 円
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第128号〔少年法第22条の2、第42条
少年審判規則第8条
規程第87条、第162条〕

送 致 書 (甲)													
年 月 日													
家庭裁判所 殿													
地方検察庁 検察官 検事													
下記少年事件を送致する。													
少年	本籍	居住	職業	氏名	年齢	年 月 日生 (歳)							
罪名等													
身 柄		※ 逮捕中 ※ 勾留中 ※ 観護中 ※ 在宅											
処遇に関する意見		※ 刑事処分相当 ※ 少年院送致相当 (※ 短期 ※ 長期) ※ 児童自立支援施設・児童養護施設送致相当 ※ 保護観察相当 (※ 交通 ※ 一般 ※ 一般短期) ※ 審判不開始・不処分相当 ※ しかるべく											
審判に付すべき事由		少年法第3条第1項 ※ 第1号 司法警察員事件 ※送致書 ※追送致書(年 月 日付け) 記載の犯罪事実 ※ 第3号 (※ イ ※ ロ ※ ハ ※ ニ)											
検 察 官 関 与 に 関 する 申 出													
参 考 事 項													
保 護 者	住居 (主たる事務所又は 本店の所在地)	職業	少年との続柄	氏名 (名称又は商号及 び代表者の氏名)	年齢	年 月 日生 (歳)							
※※ 告 告 訴 人 通 知	命令印	取扱者印	証 拠 品	命令印	処 分 要 旨			取扱者印	捜 査	統計	令状	証拠品	事件
					※ 送 付 ※ 差出人 ※ 所有者 ※ 被害者 ※ 仮返付のまま本還付								

- (注意) 1 少年及び保護者の欄は、司法警察員事件送致書に記載があるときは、氏名及び年齢の記入のみで足りる。なお、保護者が法人であるときは、保護者の欄に、その名称又は商号及び代表者の氏名の記入のみで足りる。
2 各欄の該当する事項に付された※印を赤色の○で囲むこと。
3 検察官関与の申出をするときは、「検察官関与に関する申出」欄に、検察官関与を必要と認める事件を特定した上、「検察官関与相当」と記入するとともに、その理由を記入すること。

様式第129号 { 少年法第22条の2, 第42条, 第45条第5号ただし書
少年審判規則第8条
規程第87条, 第162条 }

送 致 書 (乙)											
年 月 日											
家庭裁判所 殿											
地方検察庁											
検察官 検事											
下記少年事件を更に送致する。											
氏 名											
罪 名 等											
身 柄	※ 勾留中 ※ 観護中 ※ 在宅										
処遇に関する意見	※ 少年院送致相当 (※ 短期 ※ 長期) ※ 児童自立支援施設・児童養護施設送致相当 ※ 保護観察相当 (※ 交通 ※ 交通短期 ※ 一般 ※ 一般短期) ※ 審判不開始・不処分相当 ※ しかるべく ※										
家庭裁判所の検察官送致決定の日	年 月 日										
審判に付き事由	少年法第3条第1項 ※ 第1号 検察官送致決定書記載の犯罪事実 ※ 第3号 (※ イ ※ ロ ※ ハ ※ ニ)										
更に送致する理由	※ 少年法第45条第5号ただし書, 第42条前段 ※ 事件の一部について犯罪の嫌疑なし ※ 犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情の発見 ※ 送致後の情況 ※ 少年法第42条後段										
検 察 官 関与に関する申出											
※※ 告発訴訟人通知	命令印	取扱者印	証 拠 品	命令印	処 分 要 旨	取扱者印	捜 査	統計	令状	証拠品	事件
					※ 送 付 ※ 還 付 (※ 差出人 ※ 所有者) (※ 被害者) ※ 仮還付のまま本還付 ※						

(注意) 1 各欄の該当する事項に付された※印を赤色の○で囲むこと。
2 検察官関与の申出をするときは、「検察官関与に関する申出」欄に、検察官関与を必要と認める事件を特定した上、「検察官関与相当」と記入するとともに、その理由を記入すること。

(用紙 日本工業規格A4)

送 致 書 (丙)

年 月 日

家庭裁判所 殿

地方検察庁

検察官 検事

下記少年事件を簡易送致する。

[illegible][illegible]

通 告 書

年 月 日

殿

検 察 庁

検 察 官 検 事

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした下記の少年を通告する。

記

1 少 年

氏 名

年 齢

年 月 日生 (歳)

職 業

本 籍

住 居

2 罪 名

3 通告理由

少年は刑事未成年であって、

保護者がいない。

次の保護者があるが監護に不適當である。

氏名(名称又は商号
及び代表者の氏名)

年 齢

年 月 日生 (歳)

職 業

住居(主たる事務所
又は本店の所在地)

4 刑罰法令に触れた行為

5 備 考

(1) 刑事事件としては、当庁において不起訴処分に付した。

(2) 身柄は、次の者に引き渡してある。

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

少年事件送致通付票

宛先 家裁送致日	家庭裁判所 事件番号	氏名・生年月日	罪 名	作成日 受領日・部署・受領印等				年 月 日 備 考

同行指揮書(甲)

年 月 日

殿

検 察 庁

検察官 検事

貴所に勾留中の次の者を速やかに下記家庭裁判所に同行し、引き渡されたい。

被疑者氏名

年 月 日生 (歳)

記

1 罪 名

2 同 行 事 由

少年法第42条の規定により事件を 家庭裁判所 に送致した。

3 勾留請求の日 年 月 日

(取扱者印)

別 事 件 通 知 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察事務官

被告人 に対する

被告事件は、貴裁判所に係属中のところ、

別事件につき下記のとおり

から通知します。

記

年 月 日

（取扱者印 ）

様式第135号（規程第95条）

(表)

[illegible][illegible]

(注意) 執行不能のときは、その旨を備考欄に記載すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

(裏)

[illegible][illegible]

鑑定留置による釈放通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察事務官

被告人 (年 月 日生 (歳)) は, 被告事件

について勾留中のところ、鑑定留置状により 年 月 日釈放したから通知します。

(取扱者印)

勾 留 取 消 請 求 書

年 月 日

裁 判 所

裁判官殿

検 察 庁

検察官 検事

次の者は、下記被告事件につき、 年 月 日付け の発した勾留状により勾留中（ 収容中）のところ、勾留の理由（勾留の必要）がなくなったから、勾留を取り消されたく請求する。

被告人氏名

年 月 日生 (歲)

記

1 罪 名

2 勾留請求の日 年 月 日

3 起訴の日 年 月 日

(取扱者印)

(注意) 第1回公判期日後の請求については、「裁判官」の3字を削ること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

釈放通知書（丙）

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察事務官

被告人 (年 月 日生 (歳)) は, 被告事件

について勾留中のところ、
勾留執行停止
保釈許可決定により、
勾留取消 年 月 日釈放したから通知します。

(取扱者印)

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

収容通知書

年 月 日

裁判所 殿

検察庁

検察事務官

次の者は、
被告事件について保釈中のところ、下記のとおり収容した
勾留執行停止
鑑定留置のため釈放

から通知します。

被告人氏名

年 月 日生（ 歳）

記

1 収容の事由

年 月 日

禁錮以上の刑に処する判決

保釈取消決定

勾留執行停止取消決定

勾留執行停止期間満了

控訴棄却の裁判（第一審において禁錮以上の刑に処する判決）

鑑定留置取消し

鑑定留置期間満了

2 収容の日及び場所

年 月 日

に収容

（取扱者印 ）

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

関連事件併合請求書 (甲)

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

裁判所 に係属する被告人 に対する

被告事件は、 裁判所 に係属中の被告人 に対する

被告事件と関連するので、これに併合されたく請求する。

関連事件併合請求方連絡書

年 月 日

検 察 庁

検察官 検事 殿

検 察 庁

検察官 検事

下記関連事件につき、各裁判所の決定が添付決定謄本のとおりに一致しないので、これを一つの裁判所に併合請求をされたく連絡します。

おって、当職は、
の理由により、 裁判所 に併合されるべきものと思料します。

記

- | | | | | |
|---|-----|----------|------|------|
| 1 | 裁判所 | に係属する被告人 | に対する | 被告事件 |
| 2 | 裁判所 | に係属する被告人 | に対する | 被告事件 |

関連事件併合請求書（乙）

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

下記関連事件につき、各裁判所の決定が添付決定謄本のとおりに一致しないので、これを一つの裁判所に併合されたく請求する。

おって、当職は、

の理由により、 裁判所 に併合されるべきものと思料する。

記

- | | | | | |
|---|-----|----------|------|------|
| 1 | 裁判所 | に係属する被告人 | に対する | 被告事件 |
| 2 | 裁判所 | に係属する被告人 | に対する | 被告事件 |

様式第143号 (刑訴法第10条
規程第105条)

下級裁判所の審判請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

貴裁判所に係属する被告人 に対する 被告事件は、 裁判所

に係属中の同被告人に対する 被告事件と同一事件であるが、下記理由により、

管轄を有する 裁判所 にこれを審判させることを請求する。

【2】

後に公訴を受けた裁判所の審判請求方連絡書

年 月 日

検 察 庁

検察官 検事

殿

検 察 庁

検察官 検事

次の者に対する同一の被告事件の公訴を 年 月 日 裁判所 が

受け、 年 月 日 裁判所 が受けたが、下記理由により後に公訴を

受けた 裁判所 にその事件を審判させることを請求されたく連絡します。

被告人氏名

罪 名

記

後に公訴を受けた裁判所の審判請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する同一の 被告事件の公訴を 年 月 日

裁判所 が受け, 年 月 日 裁判所 が受けたが,

下記理由により後に公訴を受けた 裁判所 にその事件を審判させることを請求する。

記

管轄指定請求方連絡書

年 月 日

検 察 庁

検察官 検事

殿

検 察 庁

検察官 検事

次の被 に対する被 事件につき、下記理由により管轄指定請求をされたく連絡します。

氏 名

罪 名

記

様式第147号 (刑訴法第15条
刑訴規則第2条
規程第107条)

管 轄 指 定 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被疑者（被告人） に対する 被 事件につき、下記理由により

管轄指定を請求する。

記

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

様式第148号（刑訴規則第3条
規程第107条）

管轄指定・移転請求通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

貴裁判所に係属する被告人 に対する 被告事件につき、 年

月 日 裁判所 に対し、別紙管轄指定請求書謄本のとおり管轄指定移転の請求をし

たから通知します。

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

管轄移転請求方連絡書

年 月 日

検 察 庁

検察官 検事

殿

検 察 庁

検察官 検事

次の者に対する被告事件は、

裁判所

に係属中であるが、下記理由により

管轄移転請求をされたく連絡します。

被告人氏名

罪 名

記

様式第150号 (刑訴法第17条
刑訴規則第2条, 第4条)
規程第108条

管 轄 移 転 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件は, 裁判所 に係属中

であるが, 下記理由により管轄移転を請求する。

記

管轄移転請求書謄本交付書

年 月 日

殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

裁判所 に対し、刑事訴訟法第17条第1項第 号の規定により管轄移転の請求をした

から、その請求書謄本を交付します。

様式第152号 (刑訴法第19条
刑訴規則第7条
規程第109条)

管轄事件移送請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

貴裁判所に係属中の被告人

に対する

被告事件は、下記理由により

裁判所 に移送されたく請求する。

記

未提出記録送付書

年 月 日

検 察 庁

検察官 検事 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

裁判所 において別紙のとおり決定があったので、記録を送付する。

件共 犯の 者措 置 関 連 事	氏 名		罪 名		確定の日 (裁定の日)	刑名刑期等 (裁定主文)		競合記録 の有 無	記録の保管 終 期 等
証 拠 品	命令印	処 分 要 旨		取扱者印	捜 査	統 計	令 状	証拠品	事 件
		送付(保管替) 自庁保管のまま 庁外保管のまま							

- (注意) 1 身柄拘束中のときは、その旨を表示すること。
2 競合記録とは、例えば、不起訴記録には不起訴裁定書のみつづられ、証拠書類はすべて起訴に係る記録に編てつされる場合など、一件記録が複数の事件記録からなる記録をいう。
3 関連事件の保管番号等が判明している場合は、記録の保管終期等欄に記載すること。
4 証拠品があるときは、同封送付、別途送付、保管替送付、自庁保管又は庁外保管の別を表示すること。
5 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。

様式第154号 (刑訴法第29条
刑訴規則第16条)
規程第111条

特別代理人選任請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、刑事訴訟法第29条第1項の規定

により被告人 を代表（代理）する者がいないから、同人のため特別代理人を選任されたく請求する。

なお、その特別代理人としては、下記の者を適当と思料する。

記

様式第155号 (刑訴法第21条, 第26条
刑訴規則第9条, 第15条
規程第112条)

忌 避 申 立 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検 察 官 検 事

次の裁判 は, 裁判所 に係属中の被告人 に対する

被告事件の審判に関与している者であるところ, 下記原因があるから忌避する。

裁 判 所

裁 判

記

様式第156号 (刑訴法第276条
刑訴規則第179条の4)
規程第114条

公判期日変更請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件の第 回公判は、 年 月 日

と指定されたが、下記理由により変更されたく請求する。

記

様式第157号 (刑訴法第277条
刑訴規則第182条)
規程第115条

公判期日変更に対する不服申立書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 裁判所 裁判

が第 回公判期日を 年 月 日と定めたところ、同裁判所が、下記のとおりその権限を濫用

して、 年 月 日、同公判期日を 年 月 日と変更したのは不当であるか

ら不服を申し立てる。

記

(注意) 裁判所法第80条により当該裁判官に対し監督権を行う裁判所宛てに差し出すこと。

(用紙 日本工業規格A4)

請求者等		年()第 号					
証拠等関係カード							(No.)
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)							
番号	標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立証趣旨 (公訴事実の別)	意 見		結 果		取調順序	備 考 編てつ箇所
		期 日	期 日	内 容	期 日		
	[] ()						
	[] ()						
	[] ()						
	[] ()						
	[] ()						

(被告人一名用)

(被告人)

請求者等		年 () 第 号									
証 拠 等 関 係 カ ー ド (No.)											
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)											
番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果			備 考		
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	内 容	取 調 順 序	編 号 縮 小 箇 所	
	[] ()										
	[] ()										
	[] ()										
	[] ()										
	[] ()										
	[] ()										

(被告人複数用)

(被告人)

様式第159号（ 刑訴法第298条）
規程第116条

証 人 等 尋 問 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、別紙証拠等関係カード記載の証人等の尋問を
請求する。

様式第160号 (刑訴法第298条
規程第116条)

証 拠 調 べ 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、別紙証拠等関係カード記載の証拠の取調べを

請求する。

様式第161号 (刑訴規則第106条)
規程第117条

尋 問 事 項 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、さきに尋問を請求した証人

に対する尋問事項は、下記のとおりである。

記

様式第162号 (刑訴法第158条
刑訴規則第109条)
規程第118条

付 加 尋 問 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

における証人 の尋問に当たり、貴裁判所の尋問事項に付加して下記事項についても尋問されたく

請求する。

記

様式第163号 (刑訴法第279条)
規程第119条

照 会 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する

被告事件につき、下記のとおり照会して報告を求められたく

請求する。

記

様式第164号 (刑訴法第292条の2
刑訴規則第210条の2
規程第120条)

意見陳述の申出に関する通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

次の者から意見の陳述の申出があったので、下記のとおり意見を付して通知します。

被害者との関係

氏 名

連 絡 先

記

(注意) 申出人が、被害者であるときは「本人」の旨、死亡した若しくは心身に重大な故障がある被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹であるときは「被害者何某(年 月 日死亡又はその心身に重大な故障あり)の配偶者(直系の親族又は兄弟姉妹)」の旨、被害者の法定代理人であるときは「被害者何某の法定代理人(例えば父、母)」の旨、それぞれ「被害者との関係」の次に記載すること。

(用紙 日本工業規格A4)

被害者特定事項の秘匿の申出に関する通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

次の者から被害者特定事項の秘匿の申出があったので、下記のとおり意見を付して通知します。

被害者との関係

氏 名

連 絡 先

記

(注意) 申出人が、被害者であるときは「本人」の旨、死亡した若しくは心身に重大な故障がある被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹であるときは「被害者何某(年 月 日死亡又はその心身に重大な故障あり)の配偶者(直系の親族又は兄弟姉妹)」の旨、被害者の法定代理人であるときは「被害者何某の法定代理人(例えば父、母)」の旨、これらの者から委託を受けた弁護士であるときは「被害者何某の委託を受けた弁護士」の旨、それぞれ「被害者との関係」の次に記載すること。

(用紙 日本工業規格A4)

証人等の氏名等の開示に係る措置に関する通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、下記のとおり刑事訴訟法第299条の4の規定による措置をとったので、通知します。

記

1 措 置

刑事訴訟法第299条の4第 項の規定による措置

2 措置に係る者の氏名又は住居

氏 名

住 居

3 弁護人に対し付した条件等

- (1) 弁護人に対し付した条件又は指定した時期若しくは方法（刑事訴訟法第299条の4第1項・第3項）
- (2) 被告人又は弁護人に対し知る機会を与えた氏名に代わる呼称又は住居に代わる連絡先（刑事訴訟法第299条の4第2項・第4項）
- (3) 証拠書類又は証拠物を識別するに足りる事項（刑事訴訟法第299条の4第3項・第4項）

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。

（用紙 日本工業規格A4）

様式第166号 { 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第4条
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第4条
規程第122条

同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧・謄写の申出に関する通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

次の者から、当該被告事件の公判記録の閲覧・謄写の申出があったので、下記のとおり意見を付して通知します。

住 所

氏名又は名称

記

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

被害者参加の申出に関する通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件 (年 月 日付け
起訴状記載第 の公訴事実関係) につき, 年 月 日次の者から被害者参加の申出があつ
たので, 下記のとおり意見を付して通知します。

被害者参加人となろうとする者の氏名

上記の者と被害者との関係

連 絡 先

委託を受けた弁護士の氏名

上記の弁護士の連絡先

記

- (注意) 1 被告事件名は, 参加の申出があつた被告事件名を記載し, 被告事件名だけでは特定できないときは, 「(年 月 日付け起訴状記載第 の公訴事実関係) 」を記載すること。
- 2 被害者参加人となろうとする者が, 被害者であるときは「本人」の旨, 死亡した若しくは心身に重大な故障がある被害者の配偶者, 直系の親族又は兄弟姉妹であるときは「被害者何某(年 月 日死亡又はその心身に重大な故障あり) の配偶者(直系の親族又は兄弟姉妹) 」の旨, 被害者の法定代理人であるときは「被害者何某の法定代理人(例えば父, 母) 」の旨, それぞれ「上記の者と被害者との関係」欄に記載すること。
- 3 事例に応じ, 不要の文字を削ること。

様式第168号 (刑訴法第309条
刑訴規則第205条, 第205条の2)
規程第124条

証拠調べに関する異議申立書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、下記のとおり証拠調べに関する異議

を申し立てる。

記

様式第169号 (刑訴法第309条
刑訴規則第205条, 第205条の2)
規程第125条

裁判長の処分に対する異議申立書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、下記のとおり裁判長の処分に対する

異議を申し立てる。

記

供述の要旨の正確性についての異議申立書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件の第 回公判期日における証人

の供述につき、 年 月 日裁判所書記官 から告げられた要旨は、下記のとおり

訂正すべきものであると認められるから異議を申し立てる。

記

1 供述要旨中不正確な部分

2 訂正要領

公判調書の記載についての異議申立書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件の第 回公判調書の記載は、下記のとおり訂正す

べきものと認められるから異議を申し立てる。

記

1 訂正部分

2 訂正要領

様式第172号 (刑訴法第312条
刑訴規則第209条
規程第129条)

訴因・罰条の追加・撤回・変更請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日付け起訴状

訴因 追加
記載の を下記のとおり撤回したく請求する。
罰条 変更

記

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

様式第173号 (刑訴法第313条)
規程第130条

弁論の分離・併合請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件の弁論を下記理由により被告人 に対する

被告事件の弁論と分離されたく請求する。
併合

記

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

様式第174号 (刑訴法第313条)
規程第130条

弁 論 再 開 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日終結した弁論

を下記理由により再開されたく請求する。

記

様式第174号の2（刑訴法第316条の2，第316条の28）
（規程第130条の2）

公判前
期日間
整理手続請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき，下記理由により公判前
期日間整理手続に付されたく

請求する。

記

（注意） 事例に応じ，不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

様式第175号 (刑訴法第348条)
規程第131条

仮 納 付 裁 判 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する

被告人につき、
罰金 科料を言い渡す場合にはその
追徴

罰金
科料に相当する金額の仮納付を命ぜられたく請求する。
追徴

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

営業秘密の秘匿の申出に関する通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、下記のとおり、不正競争防止

法第23条第1項の申出があったので、検察官の意見を付して通知します。

記

1 申出人

(1) 氏名又は名称

(2) 住 所

(3) 被害者との関係

2 申出の日

3 申出の内容

4 意見

(注意) 申出人が、被害者であるときは「本人」の旨、被害者の法定代理人であるときは「被害者何某の法定代理人（例えば父、母）」の旨、これらの者から委託を受けた弁護士であるときは「被害者何某又は被害者何某の法定代理人の委託を受けた弁護士」の旨、それぞれ「被害者との関係」の次に記載すること。

営業秘密の秘匿の申出書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、下記のとおり、不正競争防止

法第23条第3項の規定による決定をすることが相当であると思料するので、その申出をする。

記

- 1 営業秘密
- 2 営業秘密であることの基礎となるべき事実
- 3 営業秘密を保有する者を特定するに足る事項
- 4 営業秘密を構成する情報のうち、秘匿決定の対象とすべき事項に係るもの
- 5 秘匿決定を必要とする事情

営業秘密構成情報特定事項に関する通知書

年 月 日

殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、不正競争防止法第23条第1

項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含

む。）の規定に基づき、営業秘密構成情報特定事項のうち公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料する

ものを下記のとおり通知します。

記

呼称等に関する事項書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、不正競争防止法第23条第1項

に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、下記のとおりである。

記

- 1 呼称等の決定の対象とすべき営業秘密構成情報特定事項に係る名称その他の表現
- 2 上記の名称その他の表現に代わるべき呼称その他の表現
- 3 その他呼称等の決定をするに当たり参考となるべき事項

樣式第180号 (不競法第27条
規程第136条)

尋問等事項要領書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、不正競争防止法第 27 条に規定

する 訴訟関係人の尋問陳述 被告人に対する供述を求める行為 に係る事項の要領は、下記のとおりである。

記

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

様式第181号 (特例規則第8条
刑訴規則第106条)
規程第137条

質 問 事 項 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、不正競争防止法第23条第1項

に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則第8条において準用する刑事訴訟規則第106条第1項

に規定する被告人の供述を求める事項は、下記のとおりである。

記

様式第182号

不競法第26条
刑訴法第158条
特例規則第8条
刑訴規則第109条
規程第138条

付 加 質 問 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁、

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

において被告人の供述を求めるに当たり、不正競争防止法第26条第2項において

準用する刑事訴訟法第158条第3項の規定に基づき、貴裁判所の質問事項に付加して下記事項についても供述

を求められたく請求する。

記

裁判結果票（甲）

控訴審 議要否	決 裁 官	要 ・ 否
	立会検察官	要 ・ 否

(検事正) (次席検事)		(公判立会検察官)		(起訴検察官)				
決 裁								
事 件 名					公判番号			
裁判年月日	年 月 日	裁 判 所						
起訴年月日	1 年 月 日	事件番号						
	2 年 月 日							
	3 年 月 日							
	4 年 月 日							
	5 年 月 日							
		領置番号						
罪 名								
(判決罪名)								
ふりがな								
被告人氏名								
生 年 月 日	年 月 日生 ()	拘束・不拘束の別	勾留	保釈	停止 在宅			
本籍 (国籍)								
求 刑								
裁 判 要 旨	懲役	年 月	未決勾留	日算入 ()				
	禁錮							
	拘留							
	罰金	円	労役場留置一日	円換算				
	科料							
	全部の執行猶予	懲役・禁錮・罰金	年間執行猶予	保護観察	有・無 ()			
		刑法 25 条 1 項 1・2 号 2 項	25 条の 2	補導処分	有・無 ()			
	一部の執行猶予	懲役・禁錮刑のうち	年 月につき	年間執行猶予	保護観察			
		刑法 27 条の 2, 1 項 1・2・3 号	27 条の 3	薬物法 3 条	有・無 ()			
	没 収	有・無						
他 事 件 と の 関 係	追 徴	有・無						
	訴訟費用	有・無	単独・連帯・一部					
	備 考	未決勾留算入可能日数	日					
		公民権停止	年・	不停止				
		被害者還付有・無						
他 事 件 と の 関 係	別件勾留中・別件受刑中・別件労役中・別件保釈中・別件勾留執行停止中・別件鑑定留置中・執行猶予期間中・執行猶予中(保護観察付)・仮釈放期間中・上訴審係属中・在宅							

(注意) 「薬物法」とは、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）」をいう。

事案の概要			
情 状			
備 考			
控 訴 確 定	平成 年 月 日 平成 年 月 日	検 察 官 ・ 弁 護 人 ・ 被 告 人	釈放通知書受領 印

釈放者不収容通知書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察事務官

次の者は、 被告事件につき、 年 月 日付け勾留状により勾留中、

年 月 日付け 勾留執行停止
保釈許可 決定に基づき、 年 月 日釈放されたもの

であるが、 年 月 日貴裁判所において 懲役
禁錮 年 月うち 年 月に

つき 年間執行猶予の判決の宣告を受けたため収容すべきところ、下記事由により収容しなかったから通知
します。

被告人氏名

年 月 日生（ 歳）

記

年 月 日 勾留執行停止
保釈許可 決定

（取扱者印 ）

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

収放通知書(丁)

年 月 日

殿

検 察 庁

検察官 検事

次の者は、下記事由により勾留状がその効力を失ったため、釈放されたから通知します。

被告人氏名

記

1 罪名

2 釈放事由

年 月 日 裁判所 において、 無 免 刑 の 免 罪 訴 除 判 決 の 宣 告
刑 公 罰 科 全部 執行 猶 予 の 略 式 命 令 の 告 知
科 棄 却 金 料 があった。

3 備考

(取扱者印)

- (注意) 1 公判廷で直ちに記入して刑事施設職員に渡すこと。
2 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。

(用紙 日本工業規格A4)

同行指揮書(乙)

年 月 日

殿

検 察 庁

検察官 検事

貴所に勾留中の次の者を 年 月 日下記家庭裁判所に同行し、引き渡されたい。

被告人氏名

年 月 日生 (歳)

記

1 罪 名

2 同行事由

年 月 日

裁判所

において、少年法第55条により事件を

家庭裁判所

に移送する旨の決定があった。

3 勾留請求の日

年

月

日

4 起訴の日

年

月

日

(取扱者印)

同 行 通 知 書

年 月 日

家庭裁判所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 (年 月 日生 (歳)) は, 被告事件

について に勾留中のところ, 年 月 日 裁判所

において, 少年法第55条により事件を 家庭裁判所 に移送する旨の決定があり, 貴裁判所

に同行するよう指揮したから通知します。

(取扱者印)

(注意) 決定謄本及び関係書類を添付すること。

(用紙 日本工業規格A4)

勾留状失効通知書

年 月 日

警察署長 殿

検 察 庁

検察事務官

次の者は、下記勾留状失効事由欄記載のとおり保釈者でなくなったから通知します。

被告人氏名

年 月 日生（ 歳）

住 居

記

1 勾留状失効事由

年 月 日 裁判所 において、
無
免
刑
の
公
罰
科
の
全
部
の
執
行
猶
予
の
却
金
料
免
除
判
決
の
宣
告
が
あ
っ
た
。
略
式
命
令
の
告
知

2 釈放通知年月日 年 月 日

3 釈 放 事 由 保 釈 勾留執行停止

（取扱者印 ）

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

少年事件移送通知書

年 月 日

警察署長 殿

検 察 庁

検察事務官

次の者は、下記のとおり保釈者でなくなったから通知します。
勾留執行停止

被告人氏名

年 月 日生（ 歳）

住 居

記

1 事 由

年 月 日 裁判所 において、少年法第55条により事件を
家庭裁判所 に移送する旨の決定があった。

2 釈放通知年月日 年 月 日

3 釈 放 事 由 保 釈 勾留執行停止

（取扱者印 ）

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

様式第190号 (刑訴法第359条, 第360条の3
刑訴規則第223条
規程第149条, 第186条)

上 訴 放 棄 申 立 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

下記の裁判に対し上訴放棄の申立てをする。

記

1 言渡しの日 年 月 日

2 被告人氏名

3 罪 名

4 刑名, 刑期, 金額, その他

様式第191号 (刑訴法第362条, 第363条
刑訴規則第225条, 第226条)
規程第150条, 第186条

上訴権回復請求書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき, 年 月 日貴裁判所

が言い渡した判決に対し, 下記理由により上訴の提起期間内に上訴をすることができなかったから, 上訴権回復
の請求をする。

記

様式第192号 (刑訴法第372条, 第373条, 第374条)
規程第151条

控 訴 申 立 書

年 月 日

高 等 裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき, 年 月 日

裁判所 が言い渡した判決に対し控訴を申し立てる。

上 訴 申 立 通 知 書

年 月 日

殿

検 察 庁

検察事務官

下記のとおり通知します。

記

1 被 告 人 氏 名

2 罪 名

3 言 渡 し 裁 判 所 裁判所

4 言 渡 し の 日 年 月 日

5 上 訴 申 立 て の 日 年 月 日

6 上 訴 の 種 別 控 訴 上 告

7 上 訴 申 立 人

8 備 考

（取扱者印 ）

- （注意） 1 事例に応じ，不要の文字を削ること。
2 「上訴申立人」欄には，例えば，上訴申立人が弁護人であるときは「弁護人」と記載すること。

様式第194号 (刑訴法第376条
刑訴規則第240条, 第241条)
規程第155条

控 訴 趣 意 書

年 月 日

高 等 裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき, 年 月 日

裁判所 が言い渡した判決に対し, 検察官から申し立てた控訴の理由は,

下記のとおりである。

記

様式第195号 (刑訴法第376条, 第377条)
規程第155条

保 証 書

年 月 日

高 等 裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件について申し立てた控訴の理由中に下記

事由があるが、その事由の存することは、十分に証明することができる。

記

抗 告 申 立 書

年 月 日

高 等 裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

がした別添 決定

に対し、下記理由により抗告を申し立てる。

記

裁 判 の 取 消 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被疑者（被告人） に対する 被 事件につき, 年 月 日

裁判所 裁判官 がした 裁判は, 下記理由

により取り消されたく請求する。

記

（注意） 事例に応じ, 不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

様式第198号 (刑訴法第429条, 第431条)
規程第158条

裁 判 の 変 更 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被疑者 (被告人) に対する 被 事件につき, 年 月 日

裁判所 裁判官 がした 裁判は, 下記理由

により と変更されたく請求する。

記

(注意) 事例に応じ, 不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

準抗告「及び裁判の執行停止」申立書（甲）

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被疑者 に対する 被疑事件につき， 年 月 日

裁判所 裁判官 がした勾留請求却下の裁判に対し，下記のとおり準抗告を申し立て「，併せて上記裁判の執行停止を求め」る。

記

第1 申立ての趣旨

- 「1」被疑者は，罪を犯したことを疑うに足りる相当の理由があるのみならず，刑事訴訟法第60条第1項第号に該当することが顕著であるのに，これらの理由なしとして勾留請求を却下したことは，判断を誤ったものであるから，上記裁判を取り消した上，勾留状の発付を求める。
- 「2」上記勾留請求却下の裁判により直ちに被疑者を釈放するときは，本件準抗告が認容されても，本件準抗告の裁判があるまで勾留請求却下の裁判の執行停止を求める。」

第2 理 由

（注意） 「 」内は，裁判の執行停止を準抗告裁判所に対して求める場合に用いること。

（用紙 日本工業規格A4）

準抗告「及び裁判の執行停止」申立書（乙）

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被疑者（被告人） に対する 被 事件につき， 年 月 日

裁判所 裁判官 がした保釈許可決定に対し，下記のとおり準抗告を申し立て
勾留執行停止

「，併せて上記裁判の執行停止を求め」る。

記

第1 申立ての趣旨

「1」被 については，保釈を許すべからざる理由があることが明らかであるのに
勾留執行停止

保釈を許可したことは，判断を誤ったものであるから，上記裁判の取消しを求める。
勾留の執行を停止

「2 保釈許可の裁判により直ちに被 を釈放するときは，本件準抗告が認容されても
勾留執行停止

ので，本件準抗告の裁判があるまで保釈許可決定の裁判の執行停止を求める。」
勾留執行停止

第2 理 由

- （注意） 1 「 」内は，裁判の執行停止を準抗告裁判所に対して求める場合に用いること。
2 事例に応じ，不要の文字を削ること。

様式第201号 (刑訴法第433条
刑訴規則第274条
規程第159条, 第186条)

特 別 抗 告 申 立 書

年 月 日

最 高 裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき, 年 月 日

がした に対し, 下記理由により特別抗告を
申し立てる。

記

様式第202号 (刑訴法第435条, 第436条
刑訴規則第283条
規程第160条)

再 審 請 求 書

年 月 日

裁 判 所 殿

検 察 庁

検 察 官 検 事

次の者に対する 被告事件につき, 年 月 日 裁判所
が言い渡した判決は, 年 月 日確定したが, 下記のとおり刑事訴訟法第
条 に該当する事由があるから, 上記確定判決に対し, 上記の者の利益のために原判決の謄本, 証拠書類及
び証拠を添えて再審を請求する。

本 籍
住 居
職 業
氏 名
年 齢 年 月 日生 (歳)

記

(注意) 事例に応じ, 必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本工業規格A4)

再審請求事件に関する通知書

年 月 日

検 察 庁

検察事務官 殿

検 察 庁

検察事務官

次の者に係る 年 月 日確定した 被告事件については、下記のとおり
があったので、通知します。

原裁判被告人氏名

年 月 日生（ 歳）

原 裁 判

第 一 審	年 月 日	裁判所	（結果）
第 二 審	年 月 日	高等裁判所	（結果）
上 告 審	年 月 日	最高裁判所	（結果）

記

1 再審請求

請求の日及び請求先	年 月 日	裁判所
請 求 者	検察官 被告人 弁護人	その他（ ）
決 定 の 日	年 月 日	裁判所
決 定 要 旨		
抗 告 申 立 て の 日	年 月 日	即時抗告 異議申立て
決 定 の 日	年 月 日	裁判所
決 定 要 旨		
確 定 の 日	年 月 日	

2 備 考

（取扱者印 ）

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

様式第204号 (少年法第22条の2
規程第162条, 第166条)

検察官関与に関する申出書

年 月 日

裁判所 殿

検察庁

検察官 検事

次の少年に対する 保護事件につき, 下記理由によりその非行事実を認定するための審判

の手續に検察官が関与する必要があると認めるので, その申出をする。

氏 名

年 月 日生 (歳)

記

- (注意)
- 1 検察官関与を必要と認める事件を上記理由欄で特定すること。
 - 2 事例に応じ, 必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本工業規格A4)

証拠調べに関する申出書

年 月 日

裁判所 殿

検察庁

検察官 検事

次の少年に対する

保護事件につき、下記のとおり証拠調べの申出をする。

氏 名

年 月 日生 (歳)

記

様式第206号 { 少年法第32条の4
少年審判規則第46条の3
規程第164条, 第166条 }

抗 告 受 理 申 立 書

年 月 日

高等裁判所 殿

地方検察庁

検察官 検事

次の少年に対する 保護事件につき, 年 月 日 家庭裁判所

がした 決定に対し, 下記理由により抗告審として事件を受理すべきことを

申し立てる。

氏 名

年 月 日生 (歳)

記

(注意) 事例に応じ, 必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本工業規格A4)

抗告受理申立等通知書

年 月 日

検察庁

検察事務官 殿

検察庁

検察事務官

下記のとおり通知します。

記

- 1 少年 年 月 日生（ 歳）
- 2 罪名
- 3 家庭裁判所
裁判所 家庭裁判所
検察官関与決定の日 年 月 日
決定の日 年 月 日
主文
- 4 抗告受理申立ての日 年 月 日
- 5 抗告申立て
抗告申立ての日 年 月 日
抗告申立人 少年 法定代理人 付添人
- 6 添付書類 3の決定書写し 抗告受理申立書写し 抗告申立通知書写し
- 7 備考

（取扱者印 ）

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。

（用紙 日本工業規格A4）

保護処分取消申立書

年 月 日

家庭裁判所 殿

地方検察庁

検察官 検事

次の少年に対する 保護事件につき、 年 月 日 家庭裁判所

がした保護処分（ ）は、下記のとおり少年法第27条の2第 項に該当する事由が

あるから、上記保護処分を取り消されたい。

本 籍

住 居

職 業

氏 名

年 齢

年 月 日生（ 歳）

記

- （注意）
- 1 保護処分の次の括弧内には、保護観察、児童自立支援施設送致、児童養護施設送致、少年院送致の別を記入すること。
 - 2 少年法第27条の2第1項又は第2項に規定されている資料があるときは、これを添付すること。

(裏)

[illegible][illegible]

様式第210号 (刑訴規則第171条)
規程第168条

送 付 書

年 月 日

地 方 裁 判 所 殿

検 察 庁

検 察 官 検 事

被疑者 に対する 被疑事件につき、 年 月 日

公訴を提起しない処分をしたところ、 年 月 日告 人 から同事件を

裁判所の審判に付することを求める旨の貴裁判所宛て請求書を受け取ったが、その請求を理由がないものと認め、

別紙意見書を添えて書類及び証拠物と共に送付する。

様式第211号 (刑訴規則第171条)
規程第168条

意見書

年 月 日

地 方 裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被疑者 に対する 被疑事件につき、 年 月 日

公訴を提起しない処分をしたところ、 年 月 日告 人 から同事件を

裁判所の審判に付することを求める旨の請求書が差し出されたが、下記のとおりその請求は理由がないものと認める。

記

検察審査会議決事件処分通知書

年 月 日

検 察 審 査 会 殿

検 察 庁

検察官 検事

貴会において 年 月 日付けで 起 訴 を 相 当 と す る 議決がなされた
公訴を提起しない処分を不当とする

次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。

被疑者氏名

年 月 日生 (歳)

罪 名

記

1 処分年月日 年 月 日

2 処 分 区 分 公 訴 提 起 公訴を提起しない処分

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

検察審査会議決事件処分期間延長通知書

年 月 日

検 察 審 査 会 殿

検 察 庁

検察官 検事

貴会において 年 月 日付けで起訴を相当とする議決がなされた次の被疑事件については、
処分に要する期間を延長したので、下記のとおり延長を必要とする期間及びその理由を通知します。

被疑者氏名

年 月 日生 (歳)

罪 名

記

- | | | | | |
|----------------|----|---|---|--------|
| 1 議決書の謄本を送付した日 | | 年 | 月 | 日 |
| 2 前に延長した期間 | 始期 | 年 | 月 | 日 |
| | 終期 | 年 | 月 | 日 (間) |
| 3 延長を必要とする期間 | 始期 | 年 | 月 | 日 |
| | 終期 | 年 | 月 | 日 (間) |
| 4 延長を必要とする理由 | | | | |

(注意) 「1 議決書の謄本を送付した日」欄には、議決書の謄本が添付された送付書の送付日付を記載すること。

検察審査会建議・勧告に対する措置結果通知書

年 月 日

検 察 審 査 会 殿

検 察 庁

検 事 正

貴会において 年 月 日付けでなされた建議又は勧告に対する措置の結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 建議又は勧告に基づいてとった措置 有 ・ 無
- 2 措置の内容

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

答 弁 書

年 月 日

高 等 裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

貴裁判所から控訴人 の差し出した 年 月 日付け控訴趣意書の謄本の送達

を受けたが、その控訴理由のうち下記の点について答弁する。

記

事実の取調べ請求書

年 月 日

高 等 裁 判 所 殿

高 等 検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

付け控訴趣意書記載の下記事項について事実の取調べを請求する。

記

移送指揮書（乙）

年 月 日

殿

高等検察庁

検察官 検事

貴所に収容中の次の者を下記事由により速やかに移送されたい。

被告人氏名

年 月 日生（ 歳）

記

1 罪 名

2 移 送 事 由

年 月 日 高等裁判所 から公判期日を指定する旨の通知があった。

3 移送すべき刑事施設

4 勾 留 請 求 の 日 年 月 日

5 起 訴 の 日 年 月 日

6 勾留期間満了の日 年 月 日

7 備 考

（取扱者印 ）

移送報告書(乙)

年 月 日

高等検察庁

検察官 検事

殿

(官職氏名)

次の者は、 年 月 日付け移送指揮書により、下記のとおり移送したから報告します。

被告人氏名

年 月 日生 (歳)

記

1 罪 名

2 移 送 し た 日 年 月 日

3 移送先刑事施設

4 備 考

(注意) 本書は、移送指揮を受けた刑事施設の長が作成すること。

(用紙 日本工業規格A4)

(用紙 日本工業規格A4)

事案の概要				
情 状				
備 考				
上 告	平成 年 月 日	検 察 官 ・ 弁 護 人 ・ 被 告 人	通 知	釈放通知書受領 印
確 定	平成 年 月 日			要 ・ 否

様式第219号 (刑訴法第405条, 第406条
刑訴規則第254条
規程第180条, 第156条)

上 告 申 立 書

年 月 日

最 高 裁 判 所 殿

検 察 庁

検 察 官 検 事

被告人 に対する 被告事件につき, 年 月 日

裁判所 が言い渡した判決に対し上告を申し立てる。

様式第220号 (刑訴法第406条
刑訴規則第257条, 第258条)
規程第181条

事 件 受 理 申 立 書

年 月 日

最 高 裁 判 所 殿

高等検察庁

検 察 官 検 事

被告人 に対する 被告事件につき, 年 月 日

高等裁判所 が言い渡した判決に対し, 貴裁判所において上告審として事件を受理すべき

ことを申し立てる。

様式第221号 (刑訴法第406条
刑訴規則第258条の3
規程第182条)

事件受理申立理由書

年 月 日

最高裁判所 殿

高等検察庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

上告審として事件を受理すべきことを申し立てたが、その理由は、下記のとおりである。

記

様式第222号 (刑訴法第414条, 第376条, 第407条
刑訴規則第253条
規程第183条, 第156条)

上 告 趣 意 書

年 月 日

最 高 裁 判 所 殿

検 察 庁

検察官 検事

被告人 に対する 被告事件につき, 年 月 日

裁判所 が言い渡した判決に対し, 検察官から申し立てた上告の理由

は, 下記のとおりである。

記

異 議 申 立 書

年 月 日

高 等 裁 判 所 殿

高等検察庁

検 察 官 検 事

被告人 に対する 被告事件につき、 年 月 日

貴裁判所がした との決定に対し、下記理由により異議を申し立てる。

記

(注意) 決定謄本を添付すること。

(用紙 日本工業規格A4)

抗告受理申立て結果通知書

年 月 日

地方検察庁

検察事務官 殿

高等検察庁

検察事務官

下記のとおり通知します。

記

- 1 少年 年 月 日生（ 歳）
- 2 罪名
- 3 家庭裁判所
裁判所 家庭裁判所
決定の日 年 月 日
- 4 抗告受理申立て
抗告不受理決定の日 年 月 日
抗告受理決定の日 年 月 日
- 5 抗告審
裁判所 高等裁判所
検察官関与決定の日 年 月 日
決定の日 年 月 日
主文（結果） 抗告棄却決定
原決定取消決定（原裁判所に差戻し・ 家庭裁判所 に移送）
- 6 再抗告申立ての日 年 月 日 少年 法定代理人 付添人
- 7 再抗告審
裁判所 最高裁判所 法廷
決定の日 年 月 日
主文（結果） 再抗告棄却決定
原決定取消し・ 家庭裁判所 の決定取消決定
（ 家庭裁判所 に差戻し・ 家庭裁判所 に移送）
- 8 添付書類
- 9 備考

（取扱者印 ）

（注意） 1 再抗告結果の通知をするときは，4及び5の決定書写しの添付を省略することができる。
2 事例に応じ，不要の文字を削り，又は必要な訂正を加えて使用すること。

様式第225号 (規程第191条)

[illegible]

(裏)

[illegible]